

フリー乗降区間の設定について

1 目的

マイタウン・バス北部線の利便性向上および利用促進のため、経路上において、バス停留所以外の場所でもマイタウン・バスの乗降ができる「フリー乗降区間」を設定する。

2 フリー乗降区間

フリー乗降を設定する区間は、資料 3 のとおりとする。ただし、フリー乗降区間であっても、次の場所では乗降できないものとする。

(1) 道路交通法で規定された駐停車禁止場所

- ・交差点およびその前後
- ・横断歩道、自転車横断帯およびその前後
- ・踏切およびその前後
- ・勾配の急な坂および坂の頂上付近
- ・トンネル
- ・バス停留所の前後
- ・曲がり角およびその前後

(2) 運転士が危険と判断した場所

3 フリー乗降の条件

次の条件を満たしている場合に限り、フリー乗降を認める。

- (1) マイタウン・バス北部線の経路上であり、かつ、フリー乗降区間が設定されている場所であること。経路を外れての運行はしない。
- (2) フリー乗降区間内であっても、安全に停車することができないと運転士が判断した場合は乗降できない。その場合は、安全に停車できる場所まで移動してからの乗降となる。

4 利用方法

バス停留所以外でのフリー乗降の利用方法は次のとおりとする。

(1) 予約

- ・平日／休日の上り／下りの便番号または出発時刻、乗車する場所（住所等、停車位置が明確にわかること）を伝える。

(2) 乗車

- ・バスの進行方向の道路左側の安全な場所で早めにバスに向かってはっきりと手を上げ、明確に乗車の意思表示をする。
- ・フリー乗降区間かつ安全停止が可能な場所であれば、バスが停車する。

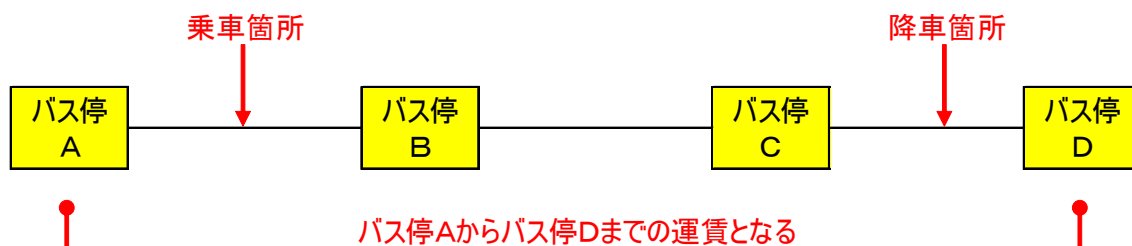
(3) 降車

- ・ 降車する場所を運転士に早めに合図する。
- ・ フリー乗降区間かつ安全停止が可能な場所であれば、バスが停車する。
- ・ バスが確実に停車してから移動し、降車する。

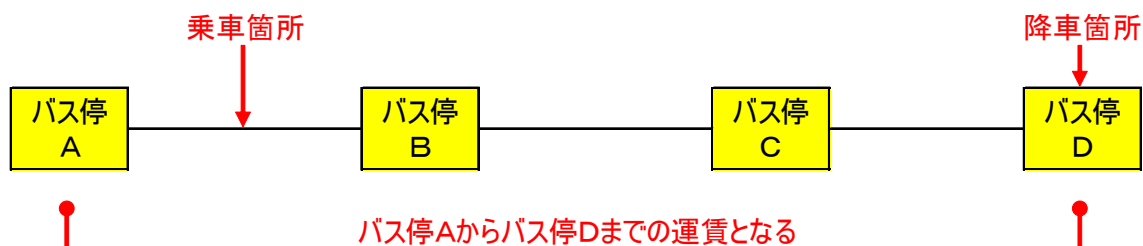
5 運賃設定

バス停留所以外の場所から乗車した場合は、乗車した場所の前のバス停留所からの運賃を適用し、バス停留所以外の場所で降車した場合は、降車した場所の次のバス停留所までの運賃を適用する。

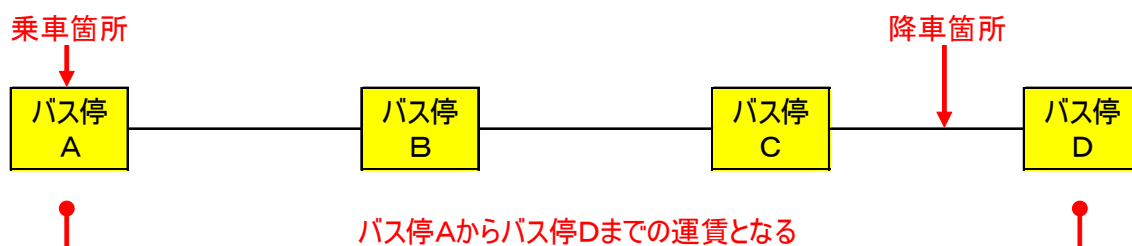
(1) 乗降ともバス停留所でない場合



(2) バス停留所でない場所から乗車し、バス停留所で降車する場合



(3) バス停留所から乗車し、バス停留所でない場所で降車する場合



6 フリー乗降開始予定時期

乗降開始時期は、平成27年4月1日を予定